

資料1 特定非営利活動促進法の概要

1 特定非営利活動促進法の目的

特定非営利活動促進法は、法の定める分野の非営利活動を行う団体に「特定非営利活動法人」という法人格を与えることにより、ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進をはかることを目的としています。

2 対象となる団体

この法律により法人格を取得することが可能な団体は、「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、次のような要件を満たす団体です。

営利を目的としないこと。

社員（正会員など総会で議決権を有する者）の資格の得喪について、不当な条件をつけないこと。

報酬を受ける役員数が、役員総数の1/3以下であること。

宗教活動や政治活動を主目的にしないこと。

特定の候補者、政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。

暴力団、又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと。

10人以上の社員がいること。

特定非営利活動とは、次にあてはまる活動のことです。

法第2条の別表に掲げる活動に該当する活動

別表

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

3 情報公開について

法人の情報公開として、毎年（毎事業年度）、事業報告書や決算書類などを作成し、定款などとともに、関係者が閲覧できるよう法人の事務所に備え置くことになっています。また、法人から提出されたこれらの書類は、東京都庁でも閲覧できます。

閲覧書類

事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、前年に報酬を受けたことのある役員の氏名を記載した書面、10人以上の社員の氏名及び住所居所を記載した書面、定款、登記簿謄本の写し

4 法に沿った法人運営について

例えば、社員総会を年1回以上開催することや、役員変更、定款変更などをした場合は、東京都へ届出や認証申請を行うこととなります。役員の数や親族等の役員就任などに関して制約があります。また、会計は、法に規定する「会計の原則」に従って行わなければなりません。

法人は活動の資金や運営費の経費にあてるため、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で収益事業を行うことができますが、収益事業の会計は、本来の活動に関する会計から区分しなければなりません。

5 所轄庁について

特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事です。また、複数の都道府県に事務所を設置している法人の所轄庁は、内閣総理大臣となります。

東京都の特定非営利活動法人の窓口は、生活文化局都民協働部市民活動推進課NPO法人係となっています。

なお、生活文化局では、特定非営利活動法人格の取得の申請手続きや法人の管理運営を行うためのマニュアルとして「特定非営利活動法人ガイドブック」を作成しています。